

平成30年 夏の交通事故防止府民運動 実施要綱



運動の目的

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。



運動スローガン

『 ゆずり合う 気持ちさわやか 京の夏 』



実施期間

平成30年7月21日（土）～7月31日（火）までの11日間



運動重点

- ◇ 子供と高齢者の交通事故防止
- ◇ 自転車の安全な利用の促進
- ◇ 飲酒運転の根絶



京都府交通対策協議会

全重点共通事項

【実施機関や地域等では】

- ◇ 府民一人ひとりの交通安全意識の高揚が図られるよう、関係機関・団体等と連携して、あらゆる機会を通じた広報啓発活動を行いましょう。
- ◇ 朝礼、研修会などの機会を利用し、交通事故の発生状況や事故防止対策に関する教育を行うなど、事業所内における交通安全教育活動を推進しましょう。
- ◇ 夏祭り・敬老会・町内会など、地域で行うイベントを通じて、地域ぐるみで交通事故をなくすための取組を行いましょう。

【家庭等では】

- ◇ 自治体や警察、関係機関・団体等が開催する交通安全教室やイベントへ積極的に参加しましょう。
- ◇ 家族や親族が集まる機会を通じて、身近な交通の危険や交通事故に遭わないためのポイントについて話し合いましょう。

子供と高齢者の交通事故防止

- ◇ 運転者は、子供や高齢者を見かけたら「速度を落とす」「先をゆずる」など思いやりのある運転を心がけましょう。特に、夏休み中の児童等が通行するような道路においては細心の注意を払いましょう。
- ◇ 実施機関等では、子供が交通事故に遭わないよう、学校・地域と連携した見守り活動や保護誘導活動を行うとともに、夏休み中の子供が多く集まる施設等において、積極的な交通安全啓発を行いましょう。
- ◇ 実施機関等では、高齢者に加齢に伴う身体機能の変化を認識してもらうため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、行動特性や地域実態に応じた安全指導を行いましょう。
- ◇ 実施機関等では、セーフティ・サポートカーの普及啓発に努めるとともに、運転免許証の自主返納制度への理解や返納者に対する支援施策等の周知を図りましょう。

自転車の安全な利用の促進

- ◇ 自転車利用者は、自転車損害保険等に加加入するとともに「自転車安全利用五則」などの自転車の基本的なルールを守り、自転車の正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転を励行しましょう。
- ◇ 実施機関等では、自転車運転中のスマホ等の操作が法令に違反し、重大な交通事故に繋がる危険な行為であることを広報・啓発しましょう。
- ◇ 実施機関等では、幼児・児童をはじめ、日常的に自転車を利用する通勤・通学者にもヘルメットの着用を促進するとともに、全ての利用者に対して、自転車損害保険等への加入促進を図りましょう。

飲酒運転の根絶

- ◇ 家庭や職場では、「飲酒運転の悪質・危険性」や「社会的責任の重大性」「命の尊さ」などを話題に取り上げ、飲酒運転を絶対に許さない社会環境づくりに努めましょう。
- ◇ 実施機関等では、バーベキューや海水浴など夏特有の行楽・帰省先等での飲酒運転防止に向けた啓発活動を推進するとともに、酒類販売店・提供店等と連携し「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。
- ◇ 実施機関等では、飲酒の影響による身体機能・判断力の低下、二日酔い運転の防止等、飲酒運転の危険性を周知するための安全教育や広報活動を推進しましょう。